附則第七条の四の見出し中「令和元年度」を「令和二年度」に改め、同条中「令和元年度分」を「令和二年度分」に改め、同条第一号イ中「平成三十一年地方税法等改正法」という。）の下に「、地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号。以下この条において「令和二年地方税法等改正法」という。）を加え、「という。）及び」を「という。）、」に改め、「平成三十一年所得税法等改正法」という。）」の下に「及び所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この条において「令和二年所得税法等改正法」という。）を加え、「令和元年度」を「令和二年度」に改め、同号ロ中「及び平成三十一年所得税法等改正法」を「、平成三十一年所得税法等改正法及び令和二年所得税法等改正法」に、「令和元年度」を「令和二年度」に改め、同号ハからリまでの規定中「令和元年度」を「令和二年度」に改め、同条第二号イ中「平成三十一年地方税法等改正法」の下に「、令和二年地方税法等改正法」を加え、「及び平成三十一年所得税法等改正法」を「、平成三十一年所得税法等改正法及び令和二年所得税法等改正法」に、「令和元年度」を「令和二年度」に改め、同号ロ中「及び平成三十一年所得税法等改正法」を「、平成三十一年所得税法等改正法及び令和二年所得税法等改正法」に、「令和元年度」を「令和二年度」に改め、同号ハからへまでの規定中「令和元年度」を「令和二年度」に改める。

附則第九条の二中「令和元年度分」を「令和二年度分」に改める。

附則第十一条の見出し中「令和元年度分」を「令和二年度分」に改め、同条中「令和元年度に」を「令和二年度に」に、「、九百五十億円及び令和元年度震災復興特別交付税額」を「及び令和二年度震災復興特別交付税額」に、「令和元年度分」を「令和二年度分」に、「平成三十年度震災復興特別交付税額」を「令和元年度震災復興特別交付税額」に、「三千七百五十四億千八百五十八万六千円」を「三千四百二十三億四千九百一万二千円」に改める。

附則第十二条の見出しを「（令和二年度震災復興特別交付税額の一部の令和三年度における交付等）」に改め、同条第一項中「令和元年度分」を「令和二年度分」に、「令和元年度震災復興特別交付税額」を「令和二年度震災復興特別交付税額」に、「令和元年度内」を「令和二年度内」に、「平成三十年度震災復興特別交付税額」を「令和元年度震災復興特別交付税額」に、「令和二年度分」を「令和三年度分」に改め、同条第二項中「令和元年度震災復興特別交付税額」を「令和二年度震災復興特別交付税額」に、「令和二年度分」を「令和三年度分」に改める。

附則第十三条第一項中「令和元年度及び令和二年度」を「令和二年度及び令和三年度」に改め、同条第二項中「特別交付税の額」を「額」に、「、令和元年度」を「、令和二年度」に、「令和元年度震災復興特別交付税額」を「令和二年度震災復興特別交付税額」に、「令和二年度」を「令和三年度」に改める。

附則第十四条の見出し中「令和元年度及び令和二年度」を「令和二年度及び令和三年度」に改め、同条中「令和元年度及び令和二年度」を「令和二年度及び令和三年度」に改め、「当該年度の交付税の総額」を削り、「、令和元年度」を「、令和二年度」に、「令和元年度震災復興特別交付税額」を「令和二年度震災復興特別交付税額」に、「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第五号）」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六号）」に、「平成三十年度震災復興特別交付税額」を「令和元年度震災復興特別交付税額」に、「平成三十年度において」を「令和元年度において」に、「、令和二年度」を「、令和三年度」に、「令和元年度において」を「令和二年度において」に改める。

附則第十五条第一項中「令和元年度及び令和二年度」を「令和二年度及び令和三年度」に改め、同条第三項中「令和三年度」を「令和四年度」に改める。

別表第一を次のように改める。

**別表第一**（第十二条第四項関係）

| 地方団体の種類 | 経費の種類 | 測定単位 | 単位費用 |
|---|---|---|---|
| 道府県 | 一　警察費 | 警察職員数 | 一人につき　八、三七二、〇〇〇円 |
| | 二　土木費 | 道路の面積 | 千平方メートルにつき　一三五、〇〇〇 |
| | 1　道路橋りょう費 | 道路の延長 | 一キロメートルにつき　一、九五三、〇〇〇 |
| | 2　河川費 | 河川の延長 | 一キロメートルにつき　一八四、〇〇〇 |
| | 3　港湾費 | 港湾における係留施設の延長 | 一メートルにつき　二八、七〇〇 |
| | | 港湾における外郭施設の延長 | 一メートルにつき　五、八六〇 |
| | | 漁港における係留施設の延長 | 一メートルにつき　一〇、二〇〇 |
| | | 漁港における外郭施設の延長 | 一メートルにつき　五、四三〇 |
| | 4　その他の土木費 | 人口 | 一人につき　一、二七〇 |
| | 三　教育費 | 教職員数 | 一人につき　六、〇五六、〇〇〇 |
| | 1　小学校費 | 教職員数 | 一人につき　六、一二四、〇〇〇 |
| | 2　中学校費 | 教職員数 | 一人につき　六、五九七、〇〇〇 |
| | 3　高等学校費 | 生徒数 | 一人につき　五七、一〇〇 |
| | 4　特別支援学校費 | 教職員数 | 一人につき　五、九一八、〇〇〇 |
| | | 学級数 | 一学級につき　二、二一四、〇〇〇 |
| | 5　その他の教育費 | 人口 | 一人につき　三、二三〇 |
| | | 高等専門学校及び大学の学生の数 | 一人につき　二一二、〇〇〇 |
| | | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 | 一人につき　二九七、五〇〇 |
| | 四　厚生労働費 | | |
| | 1　生活保護費 | 町村部人口 | 一人につき　九、二六〇 |
| | 2　社会福祉費 | 人口 | 一人につき　一八、〇〇〇 |
| | 3　衛生費 | 人口 | 一人につき　一四、九〇〇 |
| | 4　高齢者保健福祉費 | 六十五歳以上人口 | 一人につき　五五、一〇〇 |
| | | 七十五歳以上人口 | 一人につき　九七、二〇〇 |
| | 5　労働費 | 人口 | 一人につき　四三五 |
| | 五　産業経済費 | | |
| | 1　農業行政費 | 農家数 | 一戸につき　一〇七、〇〇〇 |
| | 2　林野行政費 | 公有以外の林野の面積 | 一ヘクタールにつき　五、二六〇 |
| | | 公有林野の面積 | 一ヘクタールにつき　一五、四〇〇 |
| | 3　水産行政費 | 水産業者数 | 一人につき　三三五、〇〇〇 |
| | 4　商工行政費 | 人口 | 一人につき　一、九五〇 |